

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(用語)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 外国株券等 外国株券(外国法人の発行する証券又は証書(以下「外国証券等」という。))のうち株券の性質を有するものをいう。以下同じ。)、<u>外国新株予約権証券</u>(外国証券等のうち<u>新株予約権証券</u>の性質を有するものをいう。)、外国投資信託受益証券(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に規定する外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)、外国投資証券(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。))及び外国株預託証券(外国株券の預託を受けた者が当該外国株券が発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該外国株券に係る権利を表示するものをいう。以下同じ。)並びに外国株式等(外国株券、<u>外国新株予約権証券</u>、外国投資信託受益証券及び外国投資証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>(機構からの通知方法等)</p> <p>第7条 次に掲げる通知又はその他の行為により通知すべき情報その他の情報は、この規則及び細則で特に定める場合を除き、細則で定める電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)又は書面により提供するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機構と取扱外国株券等の発行者(外国株</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 外国株券等 外国株券(外国法人の発行する証券又は証書(以下「外国証券等」という。))のうち株券の性質を有するものをいう。以下同じ。)、<u>外国新株引受権証書</u>(外国証券等のうち<u>新株引受権証書</u>の性質を有するものをいう。)、外国投資信託受益証券(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に規定する外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)、外国投資証券(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。))及び外国株預託証券(外国株券の預託を受けた者が当該外国株券が発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該外国株券に係る権利を表示するものをいう。以下同じ。)並びに外国株式等(外国株券、<u>外国新株引受権証書</u>、外国投資信託受益証券及び外国投資証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>(機構からの通知方法等)</p> <p>第7条 次に掲げる通知又はその他の行為により通知すべき情報その他の情報は、この規則及び細則で特に定める場合を除き、細則で定める電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)又は書面により提供するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機構と取扱外国株券等の発行者(外国株</p>

券、外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券の発行者をいい、外国株預託証券の場合には当該外国株預託証券に表示されている権利に係る外国株券の発行者をいう。以下同じ。)との間においてその一方が、この規則及び細則で定めるところにより、他の一方に対して行う通知

(4) ~ (6) (略)

2 (略)

(取扱外国株券等)

第10条 機構は、次の各号に掲げる外国株券等のうち、当該外国株券等の発行者が第76条の規定に従い配当金支払事務委任契約及び株式事務委任契約を締結しているものについて、機構の行う外国株券等保管振替決済業務において取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 証券取引所に上場されている外国新株予約権証券

(3) ~ (6) (略)

2 (略)

(取扱外国株券等の廃止)

第12条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、機構は、外国株券等が次の各号のいずれかに該当したときは、当該外国株券等の取扱いを廃止するものとする。この場合において、当該外国株券等の発行者が所在する国又は地域(以下「所在国等」という。)における法制度等を勘案するものとする。

(1) 会社が債務超過の場合に株式の全部を零にする資本金の額の減少を行ったとき

(2) (略)

(3) 会社が清算結了の登記を行ったとき

4・5 (略)

(事故報告)

第16条 顧客から預託を受けた取扱外国株券等

券、外国新株引受権証書、外国投資信託受益証券及び外国投資証券の発行者をいい、外国株預託証券の場合には当該外国株預託証券に表示されている権利に係る外国株券の発行者をいう。以下同じ。)との間においてその一方が、この規則及び細則で定めるところにより、他の一方に対して行う通知

(4) ~ (6) (略)

2 (略)

(取扱外国株券等)

第10条 機構は、次の各号に掲げる外国株券等のうち、当該外国株券等の発行者が第76条の規定に従い配当金支払事務委任契約及び株式事務委任契約を締結しているものについて、機構の行う外国株券等保管振替決済業務において取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 証券取引所に上場されている外国新株引受権証書

(3) ~ (6) (略)

2 (略)

(取扱外国株券等の廃止)

第12条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、機構は、外国株券等が次の各号のいずれかに該当したときは、当該外国株券等の取扱いを廃止するものとする。この場合において、当該外国株券等の発行者が所在する国又は地域(以下「所在国等」という。)における法制度等を勘案するものとする。

(1) 会社が債務超過の場合に株式の全部を零にする資本の減少を行ったとき

(2) (略)

(新設)

4・5 (略)

(事故報告)

第16条 顧客から預託を受けた取扱外国株券等

を機構に預託する外国株券等参加者は、次に掲げる事故が生じた場合は、直ちにその旨を機構に報告しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人が法令又はこの規則その他の規則に反する行為を行うこと

(機構による新株式及び新株予約権等の受領のときの取扱い)

第37条 機構は、預託外国株券等について、外国株券等参加者又は顧客に代わって、株式配当、株式分割、無償交付等(外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。)により割り当てられる新株式(外国投資信託の受益権、外国投資証券の追加発行投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。)又は新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利又は株式(外国投資信託の受益権、外国投資証券の投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。))の割当てを受ける権利(外国投資証券の投資口、外国投資信託の受益権及び外国株預託証券に表示される権利を引き受ける権利を含む。)をいう。以下同じ。)を受領することができる。

2 機構は、前項の規定により新株式及び新株予約権等を受領した場合には、外国株券等参加者に外国株券等顧客口座簿の記載又は記録に必要な事項の通知をし、外国株券等参加者口座簿に所要の記載又は記録をする。この場合において、当該外国株券等の証券取引所における売買が権利付又は権利預り証付で行われているときは、当該売買開始日の売買に係る決済日(以下「決済開始日」という。)から当該売買最終日の売買に係る決済日(以下「最終決済日」という。)までの期間については、権利付で記載又は記録をし、又は権利預り証を併せて添付するものとする。

3 前項の外国株券等参加者口座簿への記載時期又は記録時期は、現地保管機関から、当該新株

を機構に預託する外国株券等参加者は、次に掲げる事故が生じた場合は、直ちにその旨を機構に報告しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 取締役、執行役、監査役又は使用人が法令又はこの規則その他の規則に反する行為を行うこと

(機構による新株式及び新株引受権の受領のときの取扱い)

第37条 機構は、預託外国株券等について、外国株券等参加者又は顧客に代わって、株式配当、株式分割、無償交付等(外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。)により割り当てられる新株式(外国投資信託の受益権に表示される権利、外国投資証券の追加発行投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。)又は株主割当有償増資(外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。)により付与される新株引受権(外国投資証券の投資口を引き受ける権利並びに外国投資信託の受益権及び外国株預託証券に表示される権利を引き受ける権利を含む。以下同じ。)を受領することができる。

2 機構は、前項の規定により新株式及び新株引受権を受領した場合には、外国株券等参加者に外国株券等顧客口座簿の記載又は記録に必要な事項の通知をし、外国株券等参加者口座簿に所要の記載又は記録をする。この場合において、当該外国株券等の証券取引所における売買が権利付又は権利預り証付で行われているときは、当該売買開始日の売買に係る決済日(以下「決済開始日」という。)から当該売買最終日の売買に係る決済日(以下「最終決済日」という。)までの期間については、権利付で記載又は記録をし、又は権利預り証を併せて添付するものとする。

3 前項の外国株券等参加者口座簿への記載時期又は記録時期は、現地保管機関から、当該新株

式又は当該新株予約権等を発行者（外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。）から受領した旨の通知を受けた時以後とする。

4 外国株券等参加者は、第2項の規定により機構から通知を受けた場合は、当該通知に基づき、外国株券等顧客口座簿に所要の記載又は記録をしなければならない。

5 （略）

（預託日の制限等）

第40条 外国株券等参加者は、次に掲げる日には、新たに預託外国株券等と同一の銘柄の外国株券等（外国株式等を除く。以下、この項及び第3項において同じ。）を預託することができない。ただし、機構が認める場合は、この限りでない。

（1）・（2） （略）

（3） 外国株券等に係る新株予約権等を受ける者を確定するための基準日

（4）～（7） （略）

2～4 （略）

（指定証券取引清算機関からの振替請求に基づく外国株券等参加者口座簿の記載又は記録等）

第60条 機構は、外国株券等参加者のうち指定証券取引清算機関（証券取引清算機関（証券取引法第2条第31項に規定する証券取引清算機関をいう。）のうち、細則で指定する者をいう。次項について同じ。）の対象取引（有価証券債務引受業（同法第2条第30項に規定する有価証券債務引受業をいい、当該指定証券取引清算機関が同法第156条の6第1項の業務を行う場合にあっては、同法第156条の3第1項第6号に規定する有価証券債務引受業等をいう。）の対象とする債務の起因となる取引であって、当該指定証券取引清算機関がその業務方法書において定めるものをいう。）の決済に係る外国株券等の授受のための振替の請求について、清算参加者（当該指定証券取引清算機関の業務方法書

式又は当該新株引受権を発行者（外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。）から受領した旨の通知を受けた時以後とする。

4 外国株券等参加者は、前項の規定により機構から通知を受けた場合は、当該通知に基づき、外国株券等顧客口座簿に所要の記載又は記録をしなければならない。

5 （略）

（預託日の制限等）

第40条 外国株券等参加者は、次に掲げる日には、新たに預託外国株券等と同一の銘柄の外国株券等（外国株式等を除く。以下、この項及び第3項において同じ。）を預託することができない。ただし、機構が認める場合は、この限りでない。

（1）・（2） （略）

（3） 外国株券等に係る新株引受権を受ける者を確定するための基準日

（4）～（7） （略）

2～4 （略）

（指定証券取引清算機関からの振替請求に基づく外国株券等参加者口座簿の記載又は記録等）

第60条 機構は、外国株券等参加者のうち指定証券取引清算機関（証券取引清算機関（証券取引法第2条第31項に規定する証券取引清算機関をいう。）のうち、細則で指定する者をいう。次項について同じ。）の対象取引（有価証券債務引受業（同法第2条第30項に規定する有価証券債務引受業をいい、当該指定証券取引清算機関が同法第156条の6第1項の業務を行う場合にあっては、同法第156条の3第1項第5号に規定する有価証券債務引受業等をいう。）の対象とする債務の起因となる取引であって、当該指定証券取引清算機関がその業務方法書において定めるものをいう。）の決済に係る外国株券等の授受のための振替の請求について、清算参加者（当該指定証券取引清算機関の業務方法書

の定めるところにより、当該指定証券取引清算機関が行う有価証券債務引受業の相手方となるための資格を有する者をいう。)であって外国株券等の渡方の外国株券等参加者に代わって当該指定証券取引清算機関から受けた場合は、当該指定証券取引清算機関が指定した振替をする日に、外国株券等参加者口座簿に当該渡方外国株券等参加者及び受方外国株券等参加者の口座に係る所要の記載又は記録をする。

2 (略)

(新株予約権等その他の権利の処理)

第79条 預託外国株券等に係る新株予約権等その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによる。

(1) 新株予約権等が付与される場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取り扱う。

イ 預託外国株券等について、国内の証券取引所を主たる市場とするものであると機構が認める場合以外の場合

機構が所定の時限までに外国株券等参加者から外国株券等実質株主が引き受けを希望する旨の通知を受け、外国株券等実質株主から外国株券等参加者を通じて払込代金を受領するときは、機構は外国株券等実質株主に代わって当該新株予約権等を行行使して新株式を引き受け、当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳するものとし、機構が所定の時限までに外国株券等参加者から外国株券等実質株主が新株式の引受けを希望する旨の通知を受けないとき又は機構が当該新株予約権等を行行使することが不可能であると認めるときは、機構が当該新株予約権等を売却処分する。ただし、当該預託外国株券等の発行者の所在国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、機構が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失う。

の定めるところにより、当該指定証券取引清算機関が行う有価証券債務引受業の相手方となるための資格を有する者をいう。)であって外国株券等の渡方の外国株券等参加者に代わって当該指定証券取引清算機関から受けた場合は、当該指定証券取引清算機関が指定した振替をする日に、外国株券等参加者口座簿に当該渡方外国株券等参加者及び受方外国株券等参加者の口座に係る所要の記載又は記録をする。

2 (略)

(新株引受権等その他の権利の処理)

第79条 預託外国株券等に係る新株引受権等その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによる。

(1) 新株引受権が付与される場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取り扱う。

イ 預託外国株券等について、国内の証券取引所を主たる市場とするものであると機構が認める場合以外の場合

機構が所定の時限までに外国株券等参加者から外国株券等実質株主が引き受けを希望する旨の通知を受け、外国株券等実質株主から外国株券等参加者を通じて払込代金を受領するときは、機構は外国株券等実質株主に代わって当該新株引受権を行行使して新株式を引き受け、当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳するものとし、機構が所定の時限までに外国株券等参加者から外国株券等実質株主が新株式の引受けを希望する旨の通知を受けないとき又は機構が当該新株引受権を行行使することが不可能であると認めるときは、機構が当該新株引受権を売却処分する。ただし、当該預託外国株券等の発行者の所在国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、機構が当該新株引受権の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株引受権はその効力を失う。

ロ 預託外国株券等について、国内の証券取引所を主たる市場とするものであると機構が認める場合

機構が新株予約権等を受領し、機構を通じ当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳する。この場合において、機構が所定の時限までに外国株券等参加者から外国株券等実質株主が新株式の引受けを希望する旨の通知を受け、外国株券等実質株主から外国株券等参加者を通じ払込代金を受領するときは、機構は外国株券等実質株主に代わって当該新株予約権等を行行使して新株式を引き受け、当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳するものとし、機構が所定の時限までに外国株券等参加者から外国株券等実質株主が引受けを希望する旨の通知を受けないときは、新株式の引き受けは行えないものとする。

(2) ~ (6) (略)

(株式事務に係る外国株券等参加者の事務)

第82条 外国株券等参加者は、預託外国株券等につき、議決権又は配当若しくは新株予約権等その他株主として受ける権利が付与される場合又は発行者(外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。)の所在国等の法令その他の正当な理由に基づき特定の日現在の外国株券等実質株主の状況の把握が必要な場合には、機構が定める期日までに、権利確定日等の日又は当該特定の日現在の外国株券等実質株主に関する資料その他配当金支払事務等を行うために必要な資料として機構が定めるもの(以下「外国株券等実質株主に関する資料等」という。)を機構に提出するものとする。この場合において、外国株券等参加者は、証券会社又は外国証券会社その他機構が認める者(以下「証券会社等」という。)を自己の顧客として有する場合であって、当該証券会社等から委託されたときには、当該証券会社等の顧客を外国株券等実質株主として当該顧客に係る外国株券等実

ロ 預託外国株券等について、国内の証券取引所を主たる市場とするものであると機構が認める場合

機構が新株引受権を受領し、機構を通じ当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳する。この場合において、機構が所定の時限までに外国株券等参加者から外国株券等実質株主が新株式の引受けを希望する旨の通知を受け、外国株券等実質株主から外国株券等参加者を通じ払込代金を受領するときは、機構は外国株券等実質株主に代わって当該新株引受権を行行使して新株式を引き受け、当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳するものとし、機構が所定の時限までに外国株券等参加者から外国株券等実質株主が引受けを希望する旨の通知を受けないときは、新株式の引き受けは行えないものとする。

(2) ~ (6) (略)

(株式事務に係る外国株券等参加者の事務)

第82条 外国株券等参加者は、預託外国株券等につき、議決権又は配当若しくは新株引受権等その他株主として受ける権利が付与される場合又は発行者(外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。)の所在国等の法令その他の正当な理由に基づき特定の日現在の外国株券等実質株主の状況の把握が必要な場合には、機構が定める期日までに、権利確定日等の日又は当該特定の日現在の外国株券等実質株主に関する資料その他配当金支払事務等を行うために必要な資料として機構が定めるもの(以下「外国株券等実質株主に関する資料等」という。)を機構に提出するものとする。この場合において、外国株券等参加者は、証券会社又は外国証券会社その他機構が認める者(以下「証券会社等」という。)を自己の顧客として有する場合であって、当該証券会社等から委託されたときには、当該証券会社等の顧客を外国株券等実質株主として当該顧客に係る外国株券等実

質株主に関する資料等を提出することができる。

2・3 (略)

(株主総会の書類等の送付等)

第84条 預託外国株券等の発行者から交付されるその株主総会に関する書類及び事業報告書等並びに配当及び新株予約権等の付与等株主(外国投資信託受益証券にあっては受益権者、外国投資証券にあっては投資主、及び外国株預託証券にあっては所有者をいう。以下同じ。)の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が外国株券等実質株主の届け出た住所あてに送付するものとする。

2 (略)

附 則

この改正規定は、会社法(平成17年法律第86号)の施行の日から施行する。

質株主に関する資料等を提出することができる。

2・3 (略)

(株主総会の書類等の送付等)

第84条 預託外国株券等の発行者から交付されるその株主総会に関する書類及び営業報告書等並びに配当及び新株引受権の付与等株主(外国投資信託受益証券にあっては受益権者、外国投資証券にあっては投資主、及び外国株預託証券にあっては所有者をいう。以下同じ。)の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が外国株券等実質株主の届け出た住所あてに送付するものとする。

2 (略)

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取扱外国株券等の廃止等の取扱い)</p> <p>第5条 機構は、規則第12条第1項から第3項まで及び同条第5項の規定により外国株券等を機構の行う外国株券等保管振替決済業務において取り扱わないものとした場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日に当該外国株券等の取扱いを廃止するものとする。</p> <p>この場合において、当該外国株券等発行者の所在地等における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、外国株券等の発行者の破産手続、再生手続、更生手続又は解散の事由により上場廃止となる場合であつて、次のイからニまでのいずれかに規定するとき</p> <p>イ 規則第12条第3項第1号のとき <u>資本金の額の減少の効力発生日又は機構がこれを知った日の翌日以降の日であつて、あらかじめ外国株券等参加者に通知した日</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ <u>規程第12条第3項第3号のとき</u> <u>清算終了の登記を行った日又は機構がこれを知った日の翌日以降の日であつて、あらかじめ外国株券等参加者に通知した日</u></p> <p>ニ <u>イからハまで以外のとき</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(取扱外国株券等の廃止等の取扱い)</p> <p>第5条 機構は、規則第12条第1項から第3項まで及び同条第5項の規定により外国株券等を機構の行う外国株券等保管振替決済業務において取り扱わないものとした場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日に当該外国株券等の取扱いを廃止するものとする。</p> <p>この場合において、当該外国株券等発行者の所在地等における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、外国株券等の発行者の破産手続、再生手続、更生手続又は解散の事由により上場廃止となる場合であつて、次のイ、ロ又はハに規定するとき</p> <p>イ 規則第12条第3項第1号のとき <u>資本の減少の効力発生日又は機構がこれを知った日の翌日以降の日であつて、あらかじめ外国株券等参加者に通知した日</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ <u>イ及びロ以外のとき</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(外国株券等参加者が連帯して行う預託外国株券等の不足の補てん)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前項の場合において、法律の規定に基づく破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始等の申立て(外国株券等発行者の所在地等の法制度等を勘案するものとする。)がなされ、当該金</p>	<p>(外国株券等参加者が連帯して行う預託外国株券等の不足の補てん)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前項の場合において、法律の規定に基づく破産手続開始、再生手続開始、<u>更生手続開始又は整理開始</u>等の申立て(外国株券等発行者の所在地等の法制度等を勘案するものとする。)がなさ</p>

銭を支払えないと認められる一の参加者（以下この項において「破綻参加者」という。）があったときは、機構は、当該破綻参加者が支払うべき金銭（当該破綻参加者が実際に支払った金銭を除く。）を、破綻参加者以外の参加者が支払う第二次補てんに係る金銭の総額に加え、その合計額を基に第1項第2号に規定する算式により破綻参加者以外の参加者ごとの第二次補てんに係る金額を算出し、前項に規定する金額を差し引いた額を破綻参加者以外の参加者に通知し、当該参加者は、当該通知に係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対し支払うものとする。

（日本証券クリアリングの決済に係る口座振替）

第27条（略）

2 前項第2号に規定する振り替えるべき口座残高が不足する場合には、機構は、機構が必要と認める時に、渡方現物清算参加者名及び受方現物清算参加者名、銘柄名及び口座振替を実行することができない旨を日本証券クリアリングに通知するものとする。

3（略）

4 第2項に規定する日本証券クリアリングからの通知後においてもなお振り替えるべき口座残高が不足する場合には、振替未了として取り扱い、振替未了分について振替日の午後2時45分までに振り替えるべき口座残高が発生しなかったときは、日本証券クリアリングからの振替請求に係る振り替えるべき数量全部を振替不能として取り扱う。

5（略）

附 則

この改正規定は、会社法（平成17年法律第86号）の施行の日から施行する。

れ、当該金銭を支払えないと認められる一の参加者（以下この項において「破綻参加者」という。）があったときは、機構は、当該破綻参加者が支払うべき金銭（当該破綻参加者が実際に支払った金銭を除く。）を、破綻参加者以外の参加者が支払う第二次補てんに係る金銭の総額に加え、その合計額を基に第1項第2号に規定する算式により破綻参加者以外の参加者ごとの第二次補てんに係る金額を算出し、前項に規定する金額を差し引いた額を破綻参加者以外の参加者に通知し、当該参加者は、当該通知に係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対し支払うものとする。

（日本証券クリアリングの決済に係る口座振替）

第27条（略）

2 前項第2号に規定する振り替えるべき口座残高が不足する場合には、機構は、機構が必要と認める時に、渡方現物清算参加者名及び受方現物清算参加者名、銘柄名及び口座振替を実行することができない旨を指定証券取引清算機関に通知するものとする。

3（略）

4 第2項に規定する指定証券取引清算機関からの通知後においてもなお振り替えるべき口座残高が不足する場合には、振替未了として取り扱い、振替未了分について振替日の午後2時45分までに振り替えるべき口座残高が発生しなかったときは、日本証券クリアリングからの振替請求に係る振り替えるべき数量全部を振替不能として取り扱う。

5（略）